

令和6年度 第2回 埼玉県下水道局経営懇話会 議事録

- 日時 令和7年1月20日（月）午後2時～4時
- 場所 埼玉県県民健康センター 大会議室C（1階）

1 出席者 王青躍座長、浅羽理恵委員、石田晴美委員、春日郁朗委員
片山雄一郎委員、中村友理香委員、森田弘昭委員

2 次第 別添「次第」のとおり

3 議事概要

議題（2）維持管理負担金の在り方については、情報公開条例第10条第5号の事務・事業情報に該当することを理由とし、「埼玉県下水道局経営懇話会設置要綱」第5条に基づき、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したため、非公開とします。

報告事項（1）経営マネジメント目標で定めた投資目標の見直しについて（資料1） 資料1に基づき、事務局から説明

【事務局】

資料1を御覧ください。昨年8月の経営懇話会では、「下水道局経営マネジメント目標」と、「下水道局ストックマネジメント計画」における、投資目標の見直しについて、御説明させていただきました。

近年の人件費の上昇や、建設資材の高騰等を踏まえ、投資目標を年額200億円程度から230億円程度に増額変更するものです。

懇話会開催後、流域関係市町の同意を得て、10月には県議会に報告させていただきました。

その後、経営マネジメント目標については、資料のとおり投資目標額の変更のほか、各種データの時点修正などを加え、一部改定しました。

ストックマネジメント計画についても同様に、資料2枚目のとおり改定しました。

委員の皆様には、2冊の改定版を送付させていただきました。

報告事項（2）建設負担金及び維持管理負担金の改定について（資料2） 資料2に基づき、事務局から説明

【事務局】

続きまして、荒川・中川流域に係る流域下水道の建設負担金割合の変更について、ご説明させていただきます。

建設負担金とは、流域下水道の設置に要する経費のうち、各関係市町が負担すべき金額を言います。建設改良に係る経費は毎年変動するため、維持管理負担金とは異なり、流域ごとに定めた割合に基づき、各年の金額を算出しております。この割合は、各市町が定める下水道全体計画における計画日最大汚水量に基づいています。

スライドの上段をご覧ください。令和5年2月に国が東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針を見直したことを受けて、令和5年9月に埼玉県の荒川・中川流域別下水道整備総合計画を見直しました。

これに伴い、関連する7流域の市町において、下水道全体計画およびその中の計画日最大汚水量が見直されました。

この計画日最大汚水量を用いて新たな建設負担金の割合を算出し、下水道法第31条の2

第2項に基づく意見照会を行いましたところ、すべての市町から「賛成」の回答をいただきました。

これを踏まえて、各関係市町の建設負担金の割合を改定するために議案を提出するものがございます。

こちらのスライド下段から次のページにかけまして、流域ごとに改定前後の割合を表にまとめさせていただいておりますが、基本的に各市町が算定した計画日最大汚水量をそのまま用いて、機械的に割合を算出しているものとなっております、下水道局の方で何らかの意図を持って、この割合に決定したという性質のものではございません。

新しい建設負担金割合は、令和7年度から適用されます。

【事務局】

流域下水道の維持管理負担金単価の改定について御説明します。

荒川左岸南部、荒川右岸及び中川の各流域下水道の維持管理に要する経費につきまして、関係市町の負担金単価を改定するものです。

それぞれの流域下水道ごとに、関係する市町からの排水汚水量1立法メートル当たりの負担金単価につきまして、荒川左岸南部流域は、現行の36円から41円、荒川右岸流域は、現行の32円から43円、中川流域は、現行の40円から43円に改定するものです。

なお、改定幅が大きい荒川左岸南部流域は、令和7年度は37円、令和8年度は40円、荒川右岸流域は、令和7年度は38円とし、激変緩和措置を講じます。

増額理由でございますが、5年ごとの定期見直しを行った結果、エネルギー価格の高騰に伴う電気料の増加及び労務費の上昇、施設の老朽化に伴う修繕費の増加など維持管理に要する経費の増加が見込まれることによるものです。

下水道法の規定による、関係する31市町から意見を聴いたところ、すべての市町から御同意をいただきました。

改定負担額の適用日は令和7年4月1日からになります。

《質疑応答》

【委員】

荒川左岸南部については、激変緩和措置で36円から41円まで5段階的というお話だったんですけども、その下の荒川右岸は改定幅としては32円から43円と大きい。この点は、激変緩和措置は講じなくても、関係市町は納得されたのか、何か理由はあるのでしょうか。

【事務局】

各流域を構成する関係市町と単価改定について協議させていただき、荒川左岸南部と荒川右岸の2流域からは段階的改定の希望があったので、このような形で段階付けをしています。

荒川右岸の方が改定幅が大きいですが、算定期間内にいただく負担金の総額は変えないため段階的改定を行うと後年度の負担が大きくなり、上げ幅も大きくなります。最終的には荒川右岸の関係13市町から1年目は38円、2年目以降は43円とする段階的な措置の依頼があったので、このような形に落ち着いています。荒川左岸南部についても同様に関係5市から希望があったので対応しています。中川については段階的な希望はなかったため、一括で43円に上げています。

【委員】

3流域の全市町から可と返答があったとのことですが、何か寄せられたコメントはありましたでしょうか。周囲の方から料金が上がったなどの、県民の中ではセンシティブに受け止めている声が上がっています。

【事務局】

資料2に市町意見として主なものを記載しています。市民や町民が直接支払う下水道使用

料の値上げにかなり影響が大きい。本格的な協議は令和6年度中に開始し、令和7年度4月1日から増額改定を適用しているが、かなりスケジュール的に厳しい。市町でも下水道使用料を上げるためには、審議会にかけて意見を伺ったうえで、議会をとおさなければいけないため、スケジュールに余裕がほしい。そのため、増額するのであれば2年前から協議を開始してほしいと複数の市町よりご意見をいただきました。また、記者発表等で県民へ周知してほしいとのご意見をいただいております。水道料金の値上げについては、5、6月頃に値上げの記者発表があったが、それに比べて下水道局は対応が遅いと苦言をいただきました。さらに、維持管理経費の削減、効率的な運営に関し、引き続きの努力をお願いしたいと声をいただきました。

議題（1）経営マネジメント目標の進捗状況について（資料3）

資料3に基づき、事務局から説明

【事務局】

4ページを御覧ください。資料の構成、見方を簡単に説明します。

実践目標は全部で10あり、1つにつき5ページ以降、見開きで左ページが目標シート、右ページが取組の進捗状況・分析シートとなっています。

各目標に係る主な取組は、全部で39項目あり、25ページから31ページに実績・評価一覧として取りまとめ、評価しています。

その結果、39項目のうち、評価Aが34項目、評価Bが5項目となっています。

主に見開きの右ページを御覧いただきながら、評価Bの取組がある目標に重きを置きつつ、Iから順次、簡潔に説明していきます。よろしくお願ひします。

<実践目標I：良好な水環境の確保（河川の水質汚濁の防止）>

6ページを御覧ください。実践目標I、良好な水環境の確保です。

上段の表「流入水質と処理水質の状況」ですが、各水循環センターで下水を適正に処理して、放流先となる河川の水環境基準を満たすための取組です。処理水質は、右の欄のBODを放流先河川の水環境基準まで処理することを目標としておりますが、実際には河川の希釈などがあるため、水環境基準を満たすために水循環センターに求められている水質はそれよりも高い濃度となっています。

右から2番目の欄のとおり、流域ごとに流域別下水道整備総合計画で目標水質として定めています。

河川水環境基準との比較では、小山川を除く8の水循環センターでは目標を達成しました。

小山川においては、水環境基準2のところ2.6で超過となりました。

流域別下水道整備総合計画で定める目標水質との比較では、全ての水循環センターで適合しており、河川の水環境基準を満たすための下水道の役割を果たすことができています。

次に、下段の図「下水汚泥の処理状況」ですが、下水処理の過程で発生する下水汚泥を適切に処理して、セメントなどへ再資源化する取組で、下水汚泥の全量を資源化することを目標としています。

発生した汚泥の固形物量は、1日当たり352tで、そのうちの1割弱の29tを固形燃料化して燃料として販売しました。

消化については、1日当たり88tを処理しており、メタンを主成分として発生した消化ガスを、焼却炉の燃料として利用したり、発電のための燃料として販売することでエネルギー利用しました。

残りの固形物235tと、消化した後に残る固形物33tを合わせた268tは、焼却しました。

焼却は産業廃棄物の処分量を減らして、汚泥処理に係る費用を減らしていますが、発生した焼却灰は、セメント会社などに再資源化するように処分委託に出しています。

これらの汚泥処理を組み合わせ、全量を再資源化することができました。

<実践目標II：下水道施設の保全>

8 ページを御覧ください。実践目標Ⅱ、下水道施設の保全です。

建設改良費は、下段の表「主要プロジェクトの進捗状況」のとおり、災害対策に関するもの、下水道資源の有効活用に関するもの、処理機能の補完といった事業を執行しています。

経営マネジメント目標で定める、投資目標との整合を図り、優先的に実施すべき課題を「主要プロジェクト」として選定し、老朽化対策の優先度をリスク評価に基づき判断し、実施しています。

建設改良費は上段の表のとおり、令和5年度は約188億円を投資しました。

下水道施設には大規模な施設や関連工事も多いため、工事の完了時期により、年度ごとの投資金額に多少の増減が発生します。

また、修繕費は、令和5年度は約68億円を投資しました。

<実践目標Ⅲ：災害対策の強化>

10 ページを御覧ください。実践目標Ⅲ、災害対策の強化です。

まず、下水道施設の耐震化です。

耐震化は、5年ごとに策定する総合地震対策計画に基づき実施しています。令和5年度までの第3次計画の未完了分を加えて、令和6年度から10年度までの第4次計画に着手しました。

上段の表は、施設ごとの進捗状況となります。

管渠は、東日本大震災などで、被害の事例が多かった中小口径の管の対策を優先して実施し、緊急輸送道路下に敷設された61.5km分については、令和5年度末で完了しました。令和6年度からは、緊急輸送道路外の中小口径の管の対策を行い、令和10年度完了を目指します。

人孔（マンホール）は、地震時に浮上する恐れのある箇所を対象として、浮上防止対策を実施しています。

緊急輸送道路下にあるものは、令和5年度末で56基が未完了となっており、6年度以降はこれらを完了させます。加えて、緊急輸送道路外にあり、中小口径の管に接続する人孔の対策を、5か年で350基実施します。

中継ポンプ場は、ポンプ場本体の耐震化、又はバイパス化を進めています。5年度末で、7施設が未完了となっていますが、これらは7年度完了を目指します。

処理場は、流入から放流までの処理機能が、一度にすべて失われることのないよう、処理系統のうち、少なくとも1系列の耐震化を優先して進めています。令和5年度末で3処理場が未完了となっています。特に荒川左岸南部と中川の2つの処理場は大規模な改築が必要なため、完了は10年度以降の予定です。令和6年度以降は、引き続きこれらを進めるとともに、並行して各処理場の水処理施設、2系列目以上の耐震化に着手します。

耐震化の課題は、相当の時間と事業費を要することで、それが施設によって耐震化未完了の要因となっています。例えば、供用中の施設の耐震化を実施するためには、大規模な仮設や切回しなどが必要になります。また、硫化水素の発生など厳しい現場条件での施工や、耐震箇所に設置されている設備機器の移設・復旧には、多大な費用を要します。

このような状況下ではありますが、総合地震対策計画に基づき、効率的・効果的な施設の耐震化に、計画的に取り組めます。

次に、下段の耐水化です。

令和元年東日本台風を契機に、国から施設の耐水化に関する考え方が示されたため、令和4年度から13年度までの10年間に、優先的に取り組む浸水対策を示した耐水化計画を策定しています。

この計画では、県管理河川の氾濫による浸水リスクのある水循環センターと、中継ポンプ場の計28施設において、耐水化対策を実施することとしています。

具体的には、施設の敷地内への、雨水流入を防ぐ防水壁の設置や、窓など開口部の閉塞等を行っています。

このほか、雨天時浸入水の影響が大きい荒川右岸流域では、令和2年度から流量計、67

か所をクラウド化して、遠隔監視ができるよう改修を進めています。5年度改修予定の22か所については、資材納期の長期化により未完了となっており、6年度に完了する予定です。

<実践目標Ⅳ：収支が均衡する安定的・持続的な経営>

12ページを御覧ください。実践目標Ⅳ、収支が均衡する安定的・持続的な経営です。

維持管理負担金は、受益者負担の原則に基づき、維持管理費を賄えるよう、5年毎に単価の見直しを行っています。

令和4年度以降のエネルギー価格の高騰、及び物価高騰の影響を受け、維持管理費は著しい増加傾向にあり、中段右側の表のとおり、4年度に続き5年度も赤字でした。

6年度以降、単価改定の時期を迎える流域から順次適切な水準に見直しを行い、経営状況を改善していきます。

次に、下段の「下水道広報」についてです。

表のとおり令和5年度は、コロナ明けでこれまでのやり方を見直し、「デザインマンホール人気投票」に見られるように処理場に足を運ばなくてもできる、オンラインでの魅力発信といった効果的な活動を新たに展開しました。

<実践目標Ⅴ：効率的な執行体制の構築>

14ページを御覧ください。実践目標Ⅴ、効率的な執行体制の構築です。

建設改良投資は、上段の表のとおり、日本下水道事業団に対しては、令和5年度、27.1%の活用割合となっています。

維持管理運営に関する業務につきましては、局と公社との両輪による体制を基本としつつ、可能な範囲で包括的民間委託を活用しています。

中段の図のとおり、令和5年度も引き続き、3つの水循環センターについて、包括的民間委託を実施しています。

下段の人事交流については、表のとおり下水道公社をはじめ、他団体と人事交流を行うことによって、下水道事業を担う人材の育成に努めています。

<実践目標Ⅵ：良好な水環境の確保（東京湾の富栄養化の防止）>

16ページを御覧ください。実践目標Ⅵ、良好な水環境の確保です。

実践目標Ⅰは、河川でBODの環境基準を確保するための取組でしたが、こちらは東京湾の富栄養化を防止するために、窒素やリンを除去する取組となります。

東京湾に流れる荒川水系と、中川水系にある8の水循環センターで、窒素やリンを除去するために、より高度な処理を行うことを目標としています。

上段の「高度処理化率」については、令和元年度以降は全ての系列で「段階的・高度処理」や、「高度処理」での処理を行っており、目標を達成しております。

今後は水処理施設の更新に合わせて、「段階的・高度処理」から「高度処理」への更新を行っていきます。

<実践目標Ⅶ：市町村支援の充実>

18ページを御覧ください。実践目標Ⅶ、市町村支援の充実です。

令和5年3月に改定した広域化・共同化計画に基づき、農業集落排水施設の下水道への接続（いわゆる広域化）や、下水汚泥の共同処理（いわゆる共同化）を行っています。

広域化については、上段の表のとおり、令和5年度には深谷市と美里町の農業集落排水の、計3地区が流域下水道に統合されました。これにより約1,500人分の汚水を受け入れています。

共同化については、中段の表のとおり、令和5年度の下水汚泥の受入量は3,157tと、4年度から27%の増となっています。受入単価は、電気料金の高騰等により、市・組合の同意を得た上で、1トン当たり12,000円から14,000円に引き上げています。

下段の下水道公社による技術支援については、令和5年度は処理場維持管理のアドバイザー支援や、ポンプ場修繕発注支援、水質検査等を実施しています。

<実践目標Ⅷ：温暖化対策の推進>

19ページを御覧ください。実践目標Ⅷ、温暖化対策の推進です。

埼玉県庁全体の温暖化対策では、下段の図のとおり、埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減することを目指しています。下水道局でも同様に46%削減を目標としており、流域下水道地球温暖化対策実行計画（通称GXプラン）を策定し、目標達成に向けて取り組むこととしています。

主な取組としては3つあり、1つ目が水処理で空気の泡を微細にして、送風量を減らすことができる超微細散気装置を導入する取組、2つ目が焼却炉の改築時に、より温室効果ガスの排出を抑えられる新型の焼却炉とする取組、3つ目が消化設備の更なる導入の取組を行っています。

「温室効果ガス排出量の推移」については、20ページを御覧ください。

4年度の排出量実績は、中段左側のグラフのとおり、二酸化炭素換算で約26万tとなり、GXプランの進捗目標と比較すると約2.2万tの削減不足となっています。

進捗遅れの主な原因は、電気契約の相手方である電気事業者ごとの排出係数が想定よりも下がってきていないため、1万1千t程度、排出量が上振れしています。

「エネルギー使用量の削減」については、右側のグラフのとおり概ね横ばいとなっており、目標の0.45は達成できている状況です。

GXプランで掲げた進捗状況については、参考資料「温暖化対策の推進」にまとめています。こちらを御覧ください。

超微細散気装置や消化施設の導入については、概ね計画どおり進んでいますが、新型焼却炉の導入については、半導体不足などを要因として、新河岸川水循環センターの新2号炉と、元荒川水循環センターの4号炉の工事に、1年の遅れが出ています。

また、新河岸川水循環センターの新3号炉は、新2号炉の導入後の工事予定のため、2030年までの導入が間に合わない可能性が出てきています。

古利根川で導入を予定していた新型焼却炉については、国において下水汚泥の肥料利用の原則が示されたことから、肥料利用ができるように再検討しているため、対策効果としては今のところ見込んでいません。

AIによる運転管理で見込んでいた削減効果については、令和4年度に実証試験を行いました。人間による運転管理以上の効果を得るには時期尚早として、現段階での導入は見送っています。

これらの対策が実施されないことで、6000t程度の削減不足が見込まれますが、下段2に記載の、検討している対策を実施することで、2030年の46%削減の目標達成を目指していきます。

引き続き、省エネルギー対策を実施して、エネルギー使用量の削減に努めていきます。

<実践目標Ⅸ：下水道資源の有効活用>

22ページを御覧ください。実践目標Ⅸ、下水道資源の有効活用です。

令和5年度の実績ですが、上段の表・グラフのとおり、バイオガス発電については、中川水循環センターと元荒川水循環センターで順調に稼働しており、導入時の目標を上回る発電をすることができました。

太陽光発電は、中川水循環センターと小山川水循環センターに設置していますが、4年度に発生した設備トラブルの影響で一時、発電できていなかったため、発電量が目標に達していません。

小山川は令和5年9月に復旧し、中川は11月に復旧して、その後は順調に発電しています。

焼却炉の廃熱発電は、令和5年11月から、荒川水循環センターで開始しています。

全体の発電量は、導入時の目標である1,789万kWhを上回る1,806万kWhの発電となりました。

今後も、古利根川でバイオガス発電を、元荒川と新河岸川で焼却炉廃熱を利用した発電施設を、導入することを予定しています。

下段の「下水汚泥の肥料化」ですが、燃焼灰については、令和5年度から、荒川水循環センターの焼却炉で発生する燃焼灰を肥料利用する取組を進め、令和6年4月に「荒川クマムシくん1号」の名称で、燃焼灰としては全国初の菌体りん酸肥料として登録されました。

その後、埼玉県内に工場がある肥料会社が、「荒川クマムシくん1号」を原料とした複合肥料の開発を進め、8月に肥料登録されています。

現在は、肥料会社や、JA・県農業技術研究センターとともに、複合肥料の栽培試験などを行っており、一般販売に向けた準備を進めています。

焼却炉の無い、市野川、荒川上流、小山川の北部3流域では、これまで、焼却炉のある流域まで下水汚泥を運搬して焼却処理をしていましたが、肥料利用への転換を検討しています。

<実践目標X：新技術等の積極導入>

24ページを御覧ください。実践目標X、新技術等の積極導入です。

上段の「共同研究」については、表のとおり、令和5年度は4つの事業を実施しており、6年度から更にもう一つの事業を開始しています。

共同研究で十分な成果があった場合には、現行施設に対して導入検討を進めていきます。

1行目の下水汚泥由来繊維利活用システムについては、元荒川水循環センター、及び中川水循環センターへの導入検討を進めます。

下段の「整備計画」については、新技術の導入状況をまとめています。令和5年度は、荒川水循環センターの焼却炉発電の運用や、新河岸川上流水循環センターの遠隔監視化を開始しています。

今後も、事業者と協力して、導入効果の高い新技術については、積極的に導入していきます。

《質疑応答》

【委員】

12ページ目の維持管理負担金単価の推移について、上の表を見ると、平成25年から26年にかけて荒川左岸北部流域の単価が下がっている。どのような理由なのでしょう。

また、太陽光発電について、令和4年からトラブルのために休止していたとありますが、トラブル発生の理由についてもお聞きしたいです。今は復旧しているのでしょうか。何か対策はとっているのでしょうか。

【事務局】

維持管理負担金につきましては、5年ごとに単価の見直しを行ってしています。平成26年度は見直しの年でした。平成26年度から向こう5年間で必要な維持管理経費を、その5年間で見込まれる処理水量で割った金額が単価となります。つまり、平成26年度で見直した結果、38円に下がったということです。

【事務局】

太陽光発電の設備トラブルの原因ですが、銅ケーブルの盗難が要因です。今は復旧しておりまして、銅ケーブルからアルミケーブルに交換して、順調に発電ができております。再稼働して1年以上が経過していますが、同程度の発電となっております。

【委員】

資料3の表紙について令和6年度との記載ですが、4ページを見ると、主な取り組みの評価は令和6年3月31日時点です。そうすると評価は令和5年度なのではないでしょうか。今日の会議後に書き換えるのでしょうか。

【事務局】

資料3そのものは、令和6年度に作成したものという意味で、この進捗状況については、令和5年度末の時点での評価をしております。分かりにくくて申し訳ございません。

【委員】

これから公表されるのであれば、令和6年度の評価のように見えるので、あくまでも令和

5年度の評価の話をして令和7年1月20日にしているということですね。令和6年3月31日に評価が終わってから、9か月後にこちらに上がってきているのは遅いと感じます。その理由は議会で決算等を報告しなければならないからでしょうか。8月に報告できなかった理由を教えてください。

P D C Aは適時適切に回さないと、9ヶ月経ってから評価をしても遅いです。9ヶ月後にお示しいただくのであれば、令和6年3月31日時点と9ヶ月たった今の現状についても報告が欲しいです。

【事務局】

評価の報告時期が遅くなってしまったことについては反省をしなければなりません。8月に事業評価の報告ができなかったことについては、次回以降適切にP D C Aサイクルが回るような時期に評価をいただけるようにしたいと思います。

【委員】

4ページの主な取り組みの評価39項目のうち、数値目標があるのは幾つで、定性的な目標のものは幾つあるのか、あとで教えていただきたい。また、12ページの収支が均衡する安定的持続的な経営については、概ね良好となっていますが、令和4年度も令和5年度も赤字でした。赤字だったにもかかわらず、収支が均衡する安定的な持続的な経営と表記されていていいのでしょうか。

【事務局】

先ほど担当から、維持管理負担金は5年スパンで見直すと申し上げましたが、流域ごとに向こう5年間の単価を計算して、そこに過去の5年間の黒字があれば、その黒字で負担金単価を抑制していくという仕組みになっています。もし過去に黒字があれば、その流域については、次の5年間は貯金を取り崩して経営をしていくというような考え方をしております。

そのため、令和4年度と令和5年度につきましては、特に令和4年度はエネルギー価格高騰の影響が大きく出ておりますが、5年ごとに収支均衡を測っていくという負担金の性質上、決算は赤字ではありますが、もう少し長い5年くらいのスパンで考えたときには、概ね適切に運営できているのではないかという評価をしております。

【委員】

承知しました。それでは評価から9ヶ月経っているので、今年度の予想を教えてください。

【事務局】

維持管理負担金単価の適用期間は、流域ごとにばらつきがございます。令和5年度中に荒川左岸北部流域と利根川右岸流域の単価改定をしており、この2流域については、令和5年度から新たな値上げをした単価で今年度は運営をしております。さらに荒川左岸南部、荒川右岸、中川の3流域においては、令和7年度から単価の値上げをするという議決をいただいて運用しておりますので、5年ぐらいのスパンで見ると収支均衡になるような単価設定に努めております。

【委員】

12ページの真ん中の棒グラフと赤の折れ線グラフを見ると、令和5年度は15.6億円赤字だが、この赤字を引いてもなお86億円の繰越利益剰余金があるという理解でいいでしょうか。そうすると、今年度末の見込み損益は赤字なのか黒字なのか。またその結果、繰越利益剰余はどのような形になるのか教えていただきたいです。

【事務局】

令和6年度に単価の値上げをした荒川左岸北部流域と利根川右岸流域については、2つ合わせた流量でさえ県全体の1割に満たないというところでは、値上げによる経営効果というのはそれほど大きくはございません。令和6年度についても、おそらく決算を打てば、赤字になると見込んでおります。ただ、荒川左岸南部、荒川右岸、中川という、令和7年度から単価の改定をする3流域については、この3流域で9割近い負担金の額を占めておりますの

で、この大きな流域の単価改定がなされれば、経営改善に大きく寄与してくると思っております。

【委員】

今年は何億の赤字なのでしょう。9か月経過しているのに、想定はつくはずだと思います。全く予算も見込まず、実績評価もせずに9か月経過しているのでしょうか。今年のおおよその赤字額は把握されていますか。

【事務局】

どのぐらいの赤字の見込みになるかというのは把握しております。

【委員】

その辺りの数字は見切れて、資料が非常に少ないので、前回も同じことを言いましたが、お金を管理、事業していくことに、予実管理が必ず必要だと思います。執行する前に予算があって、終わった後に実績管理があって、結果どうなって、何が駄目だと判断することが必要だと思います。その数字を全く出していただけではありません。流域ごとで管理されているのか、水処理のお金と維持管理費と建設費で分けて管理されているのかなど、お金の管理の仕方も我々は全く分かりません。最終的に赤字でした、予想もよく分からないままで、アドバイスのしようがありません。我々民間企業の考え方からすると、下水道局はたくさんの予算を持っていて、大企業なイメージです。大企業は四半期で決算を行いますよね。3か月に1回決算をするという、それぐらいの意識を持って予算管理をされないと駄目なのではないでしょうか。

【事務局】

流域下水道の維持管理負担金の単価の設定につきましては、向こう5年間でできるだけ過不足がないように、不足もしなければできるだけ余らないようにと、単価の設定をしております。維持管理負担金が市町の皆様からいただくものになりますが、住民の方にお支払いをいただく下水道使用料に大きく影響してきます。

【委員】

説明の途中で恐縮ですが、数字を教えてください。見込みはありますが教えていただけないというのは、公開の場ということで、数字が独り歩きするのを懸念されているのでしょうか。括弧見込みと言えいいのではないのでしょうか。この委員会には何の役割があるのでしょうか。現在は令和7年1月ですが、数字が全て令和6年3月31日で切れてしまっています。数値の目標も令和5年度で切られてしまい、6年度の目標も分からないため、今後もしご検討いただけるのであれば、こういう遅い時期にやらざるをえないのであれば、プラス9ヶ月の数字や次年度の目標値、口頭で今の見込みぐらいいは出していただきたいです。今年の損益の見込みの金額と損益を引いた後の繰越利益剰余金だけ、もし公開の場などで差し障りがあるということであれば言えませんが、言えるのであれば、あくまでも見込みということで数字を教えてください。

【事務局】

今年度の赤字の見込みですが、少なくとも令和5年度ぐらいの赤字にはなるのではないかと見込んでおります。令和5年度と令和4年度の間ぐらいになろうかと思っております。令和5年度よりは若干増えるのかなと言うふうには現時点では見込んでおります。

【委員】

実績について、予算上は幾つだったのでしょうか。予算を組んだ段階ではどこを狙っていたのか。

【事務局】

御指摘のありました令和6年度当初予算ベースでの損益の見込みなのですが、予算ベースではマイナス46億で見込んでおります。また令和6年度2月補正予算、今はまだ財政課の方に調書を提出している段階ですが、2月補正予算ベースではマイナス38億円程度と見込んでいます。例えば、令和5年度では、50億円程度予算上は赤字を見込んでいました。その後の2月補正で不用額をある程度減額補正した形で行っておりますが、実際事業年度中に

電力量や薬品費など足りなくなってしまうと困りますので、あくまで現時点で固く見込んで、この金額であれば減額補正しても大丈夫であろうという金額で見込んでおります。またもう1点、石田先生から御指摘のありました繰越利益剰余金の令和6年度の決算が出た後の見込みでございます。こちらもおくまで令和6年度2月補正予算ベースということでお聞きいただければと思いますが、約55億円残るという見込みです。

【委員】

そうすると、今度維持管理負担金単価を変えた後の見込みが知りたいです。これからどうなっていくのかを見て、もしも50億円だったら、同程度の円安はまだ続きそうですから、そうすると、あと2年で終わってしまうじゃないですか。でも単価を大幅には上げられないから、少しずつとなるとどういう風になるのかというのは中長期で教えていただかないと。終わってしまったところには手が付けられないので、これからどうなるのか、それに向けて市民目線で意見をお伝えすることができればと思っています。

【事務局】

令和7年度につきましても、予算編成は概ね終わっております。まだ公表の時期ではないので具体的な数字は控えさせていただければと思うのですが、ただ令和7年度も赤字予算で組んでおります。

【事務局】

予算の組みかたですが、下水道事業については当初予算のまま、補正をこれまでずっとやらずにすむように、枠として予算を組んでいき、実績ベースで大体1割ぐらい落としていくという形の決算をしています。収入と支出それぞれが実質両方とも落ちてくることとなりますので、今の収支ベースでいきますと、昨年度は決算で最終的に15億の赤字が出ました。それが縮小する傾向だと思っておりますが、思ったよりも資材価格等が高騰していますので、今安全側に申し上げているというのが本音のところですが、予算については、不足することがあると執行が一旦止まってしまうので、予算は執行が絶対止まらない枠取りの中で、実績ベースよりも約1割程度多めに考えているというのが現状です。

【委員】

この資料はこれから公表されるものですよ。そうするとやはり将来予測を点線の折れ線グラフでもいいので示すべきです。危機感を県民或いはその傘下の市町村と共有するためには、悪い数字は出したほうが良いと思います。こんなに悪くなるのだから、結局単価を上げざるを得ないのだと。ここだけだと、まだ繰越利益剰余金がたっぷりあるから大丈夫かとか見えない。マネジメントは先ほど片山委員が四半期ごとにおっしゃっていましたが、本当は週次や月次でやっていると思います。9か月遅れで9か月前の数字だけを見せるのではなく、行政は行政でも経営しなければならない訳なので、見込みの数字を入れて理解を求めたり、或いは職員の方に危機意識を醸成したりというのは当然あってしかるべきです。下水道を使っている県民もそうなので。マネジメント経営の会計の数字は、見込みを入れて、多少差し障りがあるかもしれませんが、悪く見込んでいたが結果良かったというのであれば保守的な経営になるので、それはいいので、ぜひ次年度以降よろしくお願いします。

【事務局】

そのように留意したいと思います。1点だけ補足で説明をさせていただきます。初めの方に星野主幹から荒川左岸南部流域、荒川右岸流域、中川流域の負担金について、激変緩和で段階的な改定をさせていただくという話をしました。実はその段階的な改定にした理由ですが、荒川左岸南部流域は、本当は各年度40円ずつ欲しかった、令和7年度も本当は40円欲しかったところですが、市町の方から影響が大きいということで、繰越利益剰余金の減り具合も見ながら、令和7年度は37円という形で単価を決めさせていただきました。また荒川右岸流域についても、本当は令和7年度から42円欲しかったのですが、市町と協議を重ねた結果、令和7年度は38円ということで、令和7年度は厳しい状況が続くというその負担金のところだけご理解いただければと思います。